

皆さんの
5つの
取組みで

福島支部の 健康保険料率が 変わります!!



インセンティブ制度とは

加入者及び事業主の5つの取組みに応じて順位が決まり、上位15支部に入るとインセンティブ（報酬）が付与され、健康保険料率の引き下げにつながる仕組みです。

令和5年度 福島支部の順位

31位 / 47都道府県

—— インセンティブは付与されませんでした ——

①	特定健診等の実施率	21位
②	特定保健指導の実施率	19位
③	特定保健指導対象者の減少率	21位
④	要治療者の医療機関受診率	45位
⑤	ジェネリック医薬品の使用割合	27位



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ

〒960-8546 福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 8階
TEL: 024-523-3915 (代表)

「健康事業所宣言」を行い、健康経営に取り組みましょう

健康経営®とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

インセンティブ制度の5つの指標のうち、4つが健康づくりに関することだ。それだけ重要なことなのだな！会社でできることは何だろう？



健康事業所宣言では4つの健康づくりメニューに取り組みます

共通取組 1 健康診断の受診（健康診断受診率 目標：80%以上）

共通取組 2 特定保健指導の実施（特定保健指導実施率 目標：50%以上）

共通取組 3 再検査・治療の推奨

選択取組 4 わが社の健康プラン（喫煙対策、高血圧対策など）



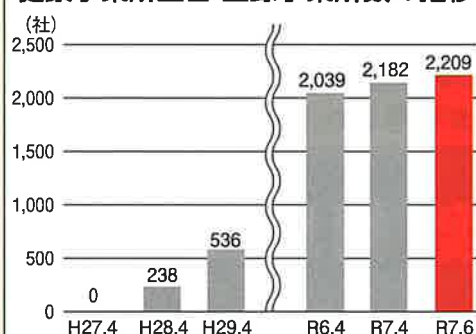
福島支部では従業員の健康づくりに取り組むため、健康事業所宣言を行う事業所が増えていきますよ！



POINT

健康事業所宣言を行い、取組みを実践することにより、インセンティブ制度の指標のうち

【福島支部】
健康事業所宣言 登録事業所数の推移



1 特定健診等の受診率

2 特定保健指導の実施率

3 要治療者の医療機関受診率

を目指しましょう！

健康事業所宣言について
（協会けんぽ HP）



福島支部では2,200社以上が健康事業所宣言をしているのか！
どんなことに取り組むんだ？



健康診断や生活習慣の改善支援などの労働安全衛生法の義務や、高血圧対策などの努力義務に少しプラスするだけでいいんです！



協会けんぽでは、健診費用の補助や特定保健指導を行っています

	定期健診	生活習慣病予防健診 一般健診（35歳以上）
労働安全衛生法上の定期健診項目	○	○
大腸がん検診	×	○
胃がん検診	×	○
自己負担額	7,000円以上 ※健診機関により異なります	5,282円

お願い

健診を受けた結果、生活習慣の改善が必要な方に対し、無料の特定保健指導（健康サポート）をご案内いたします。対象となった従業員の方の勤務時間の調整や面談場所の確保等にご協力をお願いいたします。また、医療機関の受診が必要な従業員の方には、早期受診のお声がけをお願いいたします。

